

憲法しんぶん 速報版
 発行 憲法改悪阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
 ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2024年1月18日(木)
 NO. 1443号
 本号3頁

イスラエル大使館前で緊急行動

「残虐非道 ガザ ジェノサイド」「日本政府は虐殺に加担するな」

「パレスチナに平和を!緊急行動」は13日、みぞれふる中、イスラエルに対してパレスチナ・ガザ地区への軍事攻撃と虐殺をやめようと訴える行動をイスラエル大使館前で行いました。参加した500人は「残虐非道 ガザ ジェノサイド」「日本政府は虐殺に加担するな」などと書かれたボードを掲げ、「市民を殺すな」「今すぐ停戦」とコールしました。

総がかり行動実行委員会の藤本泰成共同代表は、「平和憲法を持つ日本政府は何をなすべきか。武器輸出は許せない」と訴え、「パレスチナに平和」の運動を強めようと訴えました。

ガザの友人と連絡を取り合っているというザックさんは「パレスチナによる軍事攻撃がこのまま続いても、だれも幸せにならない。早く辞めさせたい」と話しました。

参加したパレスチナ人のアミールさんは「南アフリカがイスラエルを虐殺の罪で国際司法裁判所(ICJ)に提訴した。イスラエルは二度と無実、道徳的優位性を主張することはできない」と語りました。

行動の途中、イスラエル大使館への要請行動が数回取り組まれました。不当にも、警察が大使館江前まで要請に行く人数を5人と制限。そのため、毎回4~5人が警察に取り囲まれながら、大使館玄関前に行きましたが、直接うけとることを大使館が拒否し、だれも現れず。そのため、扉越しに画用紙大の大きな要請書を大声で読み上げ、シュプレヒコールをあげ、扉の向こうの敷地内に投げ入れました。この行動に憲法会議の高橋も参加しましたが、あまりにも不誠実な大使館の対応に、怒りが爆発し、より大きな声でシュプレヒコールをあげました。



今度は、1月25日(木)18時30分より1時間、新宿駅東口のアルタ前で行います。ご参加を!

これは許せない!! 安倍派幹部7人不起訴へ 東京地検

自民党の派閥のパーティー収入不記載事件で、東京地検特捜部がパーティー収入の一部を政治資金収支報告書に記載していなかった安倍派(清和政策研究会)の会計責任者らを政治資金規正法違反(虚偽記入)罪で在宅起訴する一方、刑事告発を受けていた安倍派幹部7人には共謀が認められないとして不起訴とする方針を固めたと、16日、報じられています。所属議員の大半も立件を見送る方針とか。上級庁と調整し、週内にも最終判断するとしています。

安倍派からパーティー収入の一部を収支報告書に記載せずにキックバック(還流)された議員については、同法違反容疑で逮捕された衆院議員の池田佳隆容疑者以外に、4千万円超~5千万円超が不記載だった大野泰正参院議員と谷川弥一衆院議員の両議員と、関連団体の会計責任者を立件し、パーティー収入の一部を収支報告書に記載しなかった二階派(志帥会)の会計責任者は在宅起訴する見通しです。

安倍派では、大半の所属議員のほかに落選した複数の元議員も収支報告書に記載せず還流を受けていましたが、特捜部は3議員よりも還流額が低いことなどから、立件を見送るとみられます。◇どうして、金額が多いは立件し、金額が少ないと立件しないとは、おかしくありませんか。「あんたは100円盗んだから犯罪者、10円だから無罪」と同じではありませんか。数百万でも犯罪であり、立件すべきではありませんか。

事件を巡っては、安倍派幹部の下村博文元文部科学相、松野博一前官房長官、西村康稔前経済産業相、高木毅前国対委員長、塩谷立元文科相、世耕弘成前参院幹事長、萩生田光一前政調会長らが同法違反罪で告発されていました。

特捜部は、幹部が安倍派の不記載に関与した可能性もあるとみて任意で事情聴取したが、いずれも関与を否定。客観証拠でも共謀を認定できないと判断したもようだとのことです。

◇これも変ですよ。議員が関与せず、会計担当がかってにやったとは、普通考えられません。東京地検は、徹底した調査したのでしょうか。国民の一人として、納得できません。

安倍派は、所属議員に課したパーティー券の販売ノルマ超過分を収支報告書に記載せず議員に還流。一部議員はノルマ超過分を派閥に納入せず「中抜き」していました。合わせて6億円近くが裏金となった恐れがあります。

パーティー券の販売ノルマ超過分を議員側に還流させた際の支出を、派閥の政治資金収支報告書に記載しなかった政治資金規正法違反容疑について、客観的な証拠が乏しく、派閥の会計責任者との共謀を問うのは難しいと判断したのでしょう。

時効のかからない18年以降の事務総長は下村博文元文部科学相、松野博一前官房長官、西村康稔前経済産業相、高木毅前国対委員長が順に務めました。一部の事務総長経験者は特捜部の任意聴取に対し、還流については派閥会長の権限が強く、自身の関与の度合いが小さいとの趣旨の説明をしているといいます。安倍元首相の前の会長は、21年まで務めた故細田博之前衆院議長でした。5人組のメンバーは西村氏、松野氏、高木氏、世耕弘成前参院幹事長、萩生田光一前政調会長。世耕氏と萩生田氏も聴取を受けています。

◇ある番組でコメンテーターは、「検察がしっかり捜査してほしいということです。これは刑事訴訟法の根本問題に触れるので、検察官が起訴する権利を全部握っている。その後に検察審査会もあるんですけれども、検察審査会にかけられても8割が無罪になるわけです。だから、その部分があるので、検察がしっかりしないと、なかなかこういうものは立証できない。あれだけ情報がいろいろ出たのならば、ちゃんと始末してくださいよってことですね」と自身の考えを述べていました。6億円の裏金。いくら考えても、東京地検の判断におかしい。さらに徹底して調査すべきです。

ミサイルや弾薬など殺傷能力のある武器輸出解禁に踏み切る

政府は12月22日、武器輸出ルールを定めた「防衛装備移転三原則」と運用指針を改定しました。三原則本体の改定は約10年ぶり。武器輸出政策を大幅に転換し、ミサイルや弾薬など殺傷能力のある武器輸出の解禁に踏み切りました。国際紛争を助長する懸念は否定できないが、三原則は閣議で、運用指針は国家安全保障会議（NSC）で決定され、国会での議論はされませんでした。

日本は1970年代に武器の原則禁輸を定めた武器輸出三原則を確立。安倍政権下の2014年に策定した防衛装備移転三原則で一部容認するルールに転換しましたが、国際共同開発品を除き殺傷武器の輸出は禁じてきました。2022年末に閣議決定された安全保障関連3文書が「防衛装備移転の推進」を掲げたのを受け、自民、公明両党の実務者が原則非公開の協議を経て、12月13日にルール緩和の提言をまとめました。

学習院大の青井未帆教授は今回の改定について、平和主義にのっとり国際紛争を助長しないとしている「憲法の本質に反する」と批判。当初の武器輸出三原則が国会審議を通じて確立されたことを挙げ、「与党の『密室協議』で国のあり方が変えられてよいのか」と指摘しました。

そして、政府は22日の国家安全保障会議（NSC）で、自衛隊が保有する地上配備型の迎撃ミサイル「パトリオット」を米国へ輸出する方針を決めました。この日改定された防衛装備移転三原則で緩和された武器輸出ルールを、早速適用しました。2014年の三原則策定以降、殺傷能力のある武器の完成品の輸出は初めて。米国の在庫を日本が補填することで、米国内にあったパトリオットをウクライナへ供与しやすくなり、間接的なウクライナの戦闘支援につながります。

パトリオットは米国企業に特許料を払って国内生産する「ライセンス生産品」で、米政府から要請がありました。NSCの審議では、「米軍の在庫を補完することは、日本とインド太平洋地域の平和と安定に寄与する」として輸出を認めました。

1・26シンポジウム

— 経済安保版秘密保護法の制定を許さない —

コーディネーター 海渡雄一さん（弁護士）
パネリスト 金子勝さん（立正大学法学部名誉教授）
岩崎貞明さん（日本マスコミ文化情報労組会議 MIC）
海渡双葉さん（秘密保護法対策弁護団事務局長）

市民団体からの発言許すな！憲法改悪・市民連絡会、憲法会議ほか

■とき 2024年1月26日（金）13時30分～15時30分

■ところ 衆議院第二議員会館第8会議室

●資料代 500円

●共催 秘密保護法対策弁護団、日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）、「秘密保護法」廃止へ！
実行委員会、許すな！憲法改悪・市民連絡会、憲法会議

※オンライン配信あります。→<https://youtube.com/live/hApC0honags?feature=share>

●更に知る権利、報道の自由を制限するのか！

岸田政権は、1月26日開会の通常国会に経済安保版 秘密保護法案を提出するとしています。この法案が成立すれば、防衛、外交などの4情報を「特定秘密」とし、漏えい・取得した者を10年以下の厳罰にするとした秘密保護法に続き、経済情報も秘密とされ、市民もメディアも知ることができなくなります。

市民生活に直結する経済情報まで「秘密」とされたならば、主権者である市民は政府の流す、政府に都合のよい情報しか知ることができなくなります。これは情報統制により市民をコントロールしようとするものであり、市民の知る権利、報道の自由を否定するものにほかなりません。

●秘密保護法以上の悪法、経済安保版 秘密保護法

この法律は、2013年に世論の反対を押し切って制定された秘密保護法以上の悪法です。

経済安保版 秘密保護法は一昨年制定された経済安保推進法の経済情報を秘密保護体制に組み込むというものですが、秘密保護法にはない新たな仕組みをつくらうとしています。そこに大きな特徴があります。

秘密保護法には「特定秘密」しかありませんが、同法案ではアメリカを参考にし、トップシークレット（機密）、シークレット（極秘）などと重層的に「秘密」をもうけることを想定しています。この秘密を漏えいした者には、秘密保護法と同じく10年以下の拘禁刑を課すことが検討されています。

そして、その「秘密」ごとに、それに接触できる者（公務員、民間人）と、できない者に区分しようとしています。そのために、家族も含めて秘密保護法の適正評価と同様、信条、信用情報、病歴などを、適正評価（セキュリティ・クリアランス）するとしています。恐るべきプライバシー侵害です。

この悪法の制定を許さないために、国会開会日の26日、シンポジウムにご参加下さい。

1・26通常国会開会日行動に参加を！

衆議院運営委員会は16日午前、理事会を開き、林芳正官房長官が出席し、通常国会を26日召集とする方針を伝達。続けて参院議運委理事会にも同様の方針を伝えました。国会の会期は150日間と定められており、延長がなければ6月23日までとなります。政府は2024年度予算案の3月中の成立を目指し、新規法案は58本提出する方向で調整しています。

そこで、「金権腐敗の自民党政治糾弾！軍拡増税反対！辺野古強制代執行高裁判決糾弾！殺傷武器輸出やめろ！改憲発議反対！暮らしを守れ！1・26国会開会日行動」を開催します。

日時：1月26日（金）12：00～13：00 場所：衆議院第2議員会館前を中心に

共催：戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会／9条改憲NO！全国市民アクション／共謀罪NO！実行委員会